

議案第 170 号

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「30 歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢要件を廃止するため、この条例を制定するものである。